

外貨普通預金自動積立サービス規定

1. 外貨普通預金自動積立サービス

(1)外貨普通預金自動積立サービス（以下、「本サービス」といいます。）はお客さま指定の預金口座（以下、「支払口座」といいます。）から振替指定日（銀行休業日となる場合は翌営業日。翌営業日が翌月となる場合は前営業日。）に振替金額を引落とし、当行所定の換算相場を利用して指定の外貨普通預金口座に入金します。

(2)本サービスは同一名義の口座間に限り取扱います。

(3)本サービスにおける支払口座からの引落としについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振り出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出は省略します。

(4)本サービスでお預入れいただいた取引の明細を年2回お客さまへ郵送し、ご確認いただきます。

2. 自動振替

前記1.(1)の取扱いは、以下の方法によるものとします。

(1)外貨普通預金への入金

i. 預入可能な通貨は当行所定のものに限りします。

ii. 振替指定日における外貨普通預金への入金外貨額は、円貨で指定の振替金額（1千円以上100万円以下、1千円単位）を当行所定の換算相場を使用して算出します。この際、預入通貨の補助通貨単位未満は当行所定の方法で取扱います。

(2)支払口座からの引落とし

i. 振替指定日に支払口座から振替金額を引落とします。

ii. 振替指定日における当行所定の処理時点で支払口座の残高（総合口座やカードローンによる当座貸越限度額は除きます。）が振替金額に満たない場合は、お客さまに通知することなく、その月の振替はいたしません。振替日当日の入金であっても、当行所定の処理後に入金となった場合は、同様に振替をいたしません。

3. 処理の順序

同一日に引落としが複数ある場合は、そのいずれの取引を処理するかは当行の任意とします。

4. 変更

本サービスにおける振替指定日や振替金額等を変更する場合には、振替指定日の2営業日前までに当行所定の書面を提出していただきます。

5. 解約等

(1)本サービスを解約する場合は、振替指定日の2営業日前までに当行所定の書面を提出していただきます。

(2)お客さまが次のいずれか一つにでも該当した場合、当行はいつでも本サービスを解約できるものとします。

i. 支払口座または振替先の外貨普通預金口座が解約されたとき。

ii. お客さまに相続の開始があったとき。

iii. 住所変更の届出を怠る等、お客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が不明になったとき。

iv. この規定に違反する等、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。

6. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、支払口座にかかる各種規定ならびに外貨普通預金規定により取扱います。

7. 規定の変更

この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および変更後の

規定の内容並びにその効力の発生時期は、当行ウェブサイトへの掲載または店頭表示による公表その他相当の方法で周知します。

8. サービスの中止

本サービスは金融情勢の変化等により取扱いを中止することがあります。この場合、当行から事前に通知を差し上げます。

以 上